

千葉県告示第545号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり告示します。

その申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、令和元年7月17日までの間、公衆の縦覧に供します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、令和元年7月31日までに、生活環境保全上の見地からの意見書を市長に提出することができます。

令和元年6月17日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
東京都港区芝公園二丁目4番1号A-10階
株式会社タケエイ
代表取締役 山口 仁司
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
千葉県緑区大木戸町1197番15 他
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第7条第14号ロ（安定型処分場）
- 4 処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産
業廃棄物を含む）
- 5 申請年月日
令和元年5月31日
- 6 申請書等の縦覧場所
(1) 千葉県環境局資源循環部産業廃棄物指導課
千葉県中央区千葉港2番1号千葉中央コミュニティセンター2F
(2) 千葉県緑区役所地域振興課
千葉県緑区おゆみ野3丁目15番地3
- 7 縦覧期間
令和元年6月18日（火）から令和元年7月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び
祝日を除く）

8 意見書提出先

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課

電話 043-245-5683

FAX 043-245-5689

eメール sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

9 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名 (2) 住所 (3) 生活環境保全上の見地からの意見 (4) 対象事業の申請者

10 意見書の記載方法

日本語で記載すること

11 意見書の提出期限

令和元年7月31日(水)まで